

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

福祉貸出車両管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護を必要とする高齢者や身体障がい者（児）等で車椅子を必要とする者の日常生活の利便性を図るとともに、積極的に社会参加する機会を確保するため、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が所有する福祉貸出車両（以下「福祉貸出車両」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 福祉貸出車両を利用できるものは、市内に住所を有し、かつ、運転者を確保できる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護高齢者等で車椅子を必要とする者
- (2) 身体障がい者で下肢に障害があり、車椅子を必要とする者
- (3) 傷病等、一時的に車椅子を必要とする者
- (4) その他会長が特に必要と認めた者

(使用の範囲)

第3条 福祉貸出車両は、前条に掲げる者が次のいずれかの目的のために使用するとき貸出する。

- (1) 公的機関におもむくとき。
- (2) 病気治療（通院治療・入院等）するとき。
- (3) 福祉施設への通所・入所するとき。
- (4) 諸行事に参加するとき。
- (5) 買い物・レクリエーション等で外出するとき。
- (6) その他会長が認めたとき。

(使用申請)

第4条 福祉貸出車両を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉貸出車両使用申請書（別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 申請期間は、営業日の範囲で使用日の1か月前の日から使用日の3日前の日までの間とする。

(使用の決定)

第5条 会長は、前条の使用申請書の提出があったときは、内容を審査の上、使用の可否を決定し、その結果を福祉貸出車両使用承認・不承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用申請の取消しをするときは、あ

らかじめ会長に届け出なければならない。

2 会長は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を変更又は取消することができる。

- (1) 車両の故障等運行に支障があるとき。
- (2) 災害等により運行上支障があると認められるとき。
- (3) 承認条件に違反したとき。
- (4) 介護保険事業所及び支所等の営業に影響があると認められるとき。
- (5) その他会長が福祉貸出車両管理運行上必要と判断したとき。

(使用の制限)

第7条 福祉貸出車両の使用は、会長が特に必要と認めた場合を除き、次に定めるところによる。

- (1) 貸出を受けた者以外の者に転貸してはならない。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動等に使用してはならない。
- (3) 通勤や通学等で通年かつ長期にわたる使用をしてはならない。
- (4) 走行距離は、日帰りの県内で、次条第2項に定める時間内の往復 300 キロメートル以内とする。

(運休日及び運行時間)

第8条 福祉貸出車両の運休日は、次に掲げる日とする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 車検期間及び定期点検日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 2 福祉貸出車両の運行時間は、特別の場合を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(鍵の受け渡し)

第9条 福祉貸出車両の鍵の受け渡しは、利用時間が協議会の執務時間にあつては協議会の事務所において行うものとする。

- 2 それ以外の時間にあつては、前日に協議会の事務所において行うものとする。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、善良な管理者としての注意をもって、貸出車両の利用中の車両管理について全責任を負うものとする。

- 2 使用者は使用前後の点検においてアルコールチェッカーにより、呼気の計測を行い、アルコールが検知された場合は運転を行わないこと。

(実費負担)

第 11 条 福祉貸出車両の利用料金は無料とする。ただし、燃料及び運行上において有料施設等を利用した場合の経費は、使用者において負担するものとする。

(損害賠償)

第 12 条 福祉貸出車両を使用者の過失により破損等をさせた場合及び福祉貸出車両の運行により事故を生じた場合は、当該貸出車両に係る自動車損害賠償保険等各種保険等に対応できるものを除き、使用者の責任において損害賠償しなければならない。

(事故の処理)

第 13 条 福祉貸出車両に事故等が生じた場合は、協議会安全運転管理及び協議会車両管理規程に定める自動車事故報告書により速やかに会長に報告し、その指示に従うものとする。この場合において、「所属長」とあるのは、「申請者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。